

駅 通 情 報

第77号

時 評

日本人はどこから来たのか(一)

— 司馬遼太郎氏の講演から —

○ はじめに

私は、二十数年前から、各界の専門家による講演を収録した短編集(毎月二回)を購読している。

この冊子は、二十ページ足らずのものであるが、その筋の専門家が、専門的分野から得た知識を元にして講演したものに、私の処世上得ることが多い。

今回、発行元から送ってきたものは、前出の講演集の中からピックアップした十二名の方の論説を選んで、「いのちの知恵」と題して約二百ページの冊子に収録したものである。

右、十二名の講師の論説は前出のとおり専門分野から得た内容だけに、私達の心に訴えるものばかりであるが、今回、特に私の心を捕えたものがある。それは司馬遼太郎氏の論説で、「日本の発祥について」取りまとめたものである。

私達がこれまで知らされていた日本の発祥に関する常識とはかけ離れていて、既存の定説を全く覆す論説が随所にあり、私の心を揺るがすものであった。

私は、是非皆さんに主要点だけでも知ってもらいたいと紹介する次第である。

それは「日本の歴史と題して、日本人の来し方と、日本国が形成されるまで」の、いわゆる日本国の発祥についての論説である。

○ 妄想の世界

ご承知の方もあろうかと思うが、司馬氏は戦時中大阪外語大の蒙古学料を卒業し、学徒出陣で戦地に行かれた経験のある方という異色の存在である。それだけに、考え方も我々日本人の常識を超えた斬新的なものの考え方を持つ方である。さて、前書きが長くなったが司馬氏の講演に入る。

私がまだ小学生の頃、奈良県の古墳群が多い山村に入りますと、ウソみたいな話ですけれども、まだ考古学者の調査が行われていなかった頃のことですから田んぼの中なんかに、埴輪や石の矢じりが浅らでも転っていました(中略)。

ところで、古代というのは、実際に今の先生方がやっていることでもいわずに妄想の世界のことであり、いささか信ずることができないのであります。古代のことは「こう思った」と言えば、そうなっちゃうわけでありませう。

○ 付言

まず緒言を挙げたが、それでも「なるほど」と思う点がある。「今の学者の言うことは『妄想の世界』で信ずることができない」というのである。

また、日本の歴史は、室町から出発すると思うへば宜しい。飛鳥以前のいわゆる上代ともなると、全く妄想の世界で、審判官のいない世界で、その人格まで問われそんな話を今からするとい、次の話題に入っている。

もともと、考古学の世界は、大変派閥の世界で、例えば東京大学のグループと京都大のグループ、この二つに大きく分かれており、それがさらに、明治大学とか国学院、あるいは今度高松塚古墳をお掘りになった関西大学の先生方というふうに、それぞれの団体に分かれておられます。

そして、これらの考古学の先生方には「自分はこう思った」ということを青天白日のもとで、堂々と提起する

ところの習慣がありません。自分のボスがある説を唱えたら、その説からはみ出ることも非常に恐れる世界であります。

ですから、本心は発表しないうせがかりまして、新聞にはいろいろ書かれてはいるけれども、あれは全部、家庭の事情を省みながら書かれております。

そうゆう中であつて、全くそれとは関わりのない世界にいる松本清張さんとか梅原猛さんが、自由な発想をなさるといふのは大変貴重なことであつて、すぐれた妄想をお持ちになることに私はかねがね敬服しているのであります。

○ 付言

さすが自由人としての司馬氏。面目躍如たるものがある。考古学の世界に限らず、他の分野でも類似の人間関係がよく見られるので、さもありなんとと思うのである。

○ 日本文化と朝鮮

此処は、球摩川の上流に位置する舊の深い盆地で、日本の古代はここから始まったのではないかとさえ思われるような雰囲気のところ、たくさんの古墳があり、装飾古墳もかなりたくさん発見されています。

これが装飾古墳は、福岡県の博多地方でも発見されているが、九州の装飾古墳というのは、岩や石に絵を描いただけのもの、例えば、舟なら舟という物体の一つ一つを、一色だけを用いて描いたものであります。

ところが、奈良県の明日香村の高松塚装飾古墳は、漆喰をきっちり塗りと塗り、それをカンバスにして、しかも色彩的に実物感を出すよう、豊富な絵具が使われている。それはびびり仰天するような壁画で、戦後最大の発見といえる理由であります。

なぜ、あんな素晴らしいものが埋没していたのか、私は、あの場所は子供の頃から知っているが、本当に何で

もないところであつて、全く埋没していたとしか思えません。

あの装飾古墳は、簡単にいうと朝鮮人の古墳であります。しかし、そうとはいいたくない感情が日本人にあるのであります。

よく飛鳥の里は日本人の故郷だといいますが、あそこは帰化人が住んでいた地域であつて、当時の古い日本人は飛鳥の里には住んでいませんでした。日本の学会は、そのようなことを明解にすることを好まない雰囲気があります。

私は、高松塚古墳をお掘りになった考古学者のお一人に、「明らかに高句麗人らしい古墳が出たのは最初であつて、これは高句麗人でしょう」と言うので、「我々は、これを飛鳥人と呼んでいるんだ」とのことでした。つまり、曖昧なところに日本の古代史研究というか、「古代に対するアプローチ」の問題があるわけです。

(次号へ続く)

主要街道の里程の測定と

— 旅行者とつて注視される交通費 —

前号では、江戸末期から明治初期にかけての、北海道内における宿駅(駅通)間の距離の測定と測定結果の設定、又は公示等について記述した。

本号においては、右に続いて、開拓使時代に入つて、街道が一般庶民に全面的に開放されると共に、通行人が激増したのに対応しての措置について記述する。

なお、明治二年には「相対賃金を和雇賃金」と改定されたほか、永銭勘定の導入等、時代の変化に対応する措置がなされた。以下、その改定状況について記述する。

三、開拓使、駅通制度の改革を打出す

開拓使は、入植者の急増を見越して、駅通制度の見直しを行い次々に新しい方策を打出したが、明治五年四月に至つて従前のお定めと相對との二本建てを廃止して一本にすることとし、次のとおり配下に通達した。

(第二表)

北海道人馬賃錢従前ノ定相對共相廢更二人足一人一里水四十文馬一疋水六十文二相定候条向後公私共右定ヲ以可請取尤其所出張所又ハ駅通掛等ノ在印人馬帳副檢等所持無之者ハ定限外ノ相對受取候儀ハ可為勝手事

但賄料ハ従前ノ通

一函館ヨリ長万部黒松内迄山道別紙ノ通り人馬賃五割増ノ事

一浜益ヨリ岩内勇弘ヨリ虻田迄山道嶮道人足賃而已別紙ノ通來丸朔日ヨリ割増ノ事

右ノ趣其管下ヘ無洩布達可有之候事

壬申四月廿二日

開拓使

各郡宛

注、この文書は、右で一日終了し、さらに「別紙」として続くのである。

(第三表「別紙」)

大野ヨリ 八里二丁

鷺ノ木 内六里山道

大野ヨリ 十一里半

鶴村マテ 内八里半同

木古内ヨリ 六里

湯岱 内三里同

亀尾ヨリ 五里

白尻 内三里同

尾札部マテ 六里

長万部ヨリ 内三里山道

黒松内 六里

軍川ヨリ 四里
砂原マテ 内三里同
右山道人馬賃錢五割増ノ事
壬申四月

(この文書は更に続く)

(第四表「別紙」)

○函館ヨリ黒松内マテ里數調

函館駅場ヨリ 四里二十三丁

大野村駅場マテ 同所ヨリ

鷺ノ木高札場迄 八里二丁

同所ヨリ 同所ヨリ

落部村高札場迄 三里六丁

落部ヨリ 二里十三丁

山越内高札場迄 同所ヨリ

同所ヨリ 四里十二丁

黒岩迄 同所ヨリ

同所ヨリ 五里一丁

長万部マテ 同所ヨリ

同所ヨリ 五里三十丁

黒松内マテ 右ノ通相定候事

壬申四月

(第五表「別表」)

記

自磯谷「磯は、磯の間違いであろう。」 六里十八丁

至岩内 内嶮難ノ山道四里半人足錢五割増

岩内ヨリ 六里三十二丁四十八間

古宇マテ 同所ヨリ

内同断 三里半同三割増

古宇ヨリ 五里十丁十二間
余市ニ至リ

内同断 三里半同四割増

岩内ヨリ 十二里二十三丁三十五間

余市マテ 九里人足賃三割増

内同断 八里十七丁

厚田ヨリ 八里十七丁

浜益ニ至リ 七里半同断五割五歩増

内同断 七里半同断五割五歩増

浜益ヨリ 九里二十三丁

増毛ニ至 九里二十三丁

内同断 七里同五割増

但山道宗也管轄ト接候ヘ共打迄取調申候

自蛇田 四里十八丁

至礼文花 四里十八丁

内同断 二里同四割増

礼文花ヨリ 六里三十四丁二十四間

至山越郡長万部 六里三十四丁二十四間

内同二里半同五割増

右ノ通山道嶮路ノ分人足賃而巳割増相定候事

申四月

○解説(第三表から第五表まで)

1、対象の街道

①第三表は、函館を起点として各街道の山道と、その区間距離の指定である。

②第四表は、函館を起点として東海岸道を東進し、長万部を経由し黒松内まで。

③第五表は、日本海岸に出て増毛まで。

④さらに長万部から分岐し蛇田まで。

⑤各表末尾の「申」は明治五年に相当する。

2、以上のとおり、各表は道央から道南地方の主要街道における山道(嶮道)の距離と割増率を指定したものである。

すなわち、北海道内の人馬雜立賃金は、これまでの「(お定め賃金)〔公式に通行を許された者が支払う公定料金〕」と、「相対(公式に通行が許されておらず、運賃も通行者と人馬の提供者側とで談合で決める)」との区別があったのを廃止統合して、水銭勘定を以て改めて設定したものである。

(一)人足は、一人一里に付き 永四十文

(二)馬は、一匹一里に付き 永六十文

とする。

要するに、原則的には今後は、官民の区別なく右の賃金を適用するとしたものである。

ただし、人馬帳を所持していない者は従来どおり相対で賃金を徴収してもよい。また、賄料(食費)については、従来どおりとする。なお、規定外の取扱いをするものについては、相対(両者談合のうえ)で賃金を徴収してもよい。

というのである。

人馬帳には、駅通掛の承認印が必要とするのである。

3、水銭勘定とは何か

ここでまた大きな問題が生じた。それは、前記のとおり、人馬賃金額の上部に「永」と表示されていることである。

これは何を示すのであろうか。

明治三(一八七〇)年九月、開拓使から次の通達が発出されている。

北海道人馬賃金今水銭ヲ以テ計算セシム
十月開拓使建議シテ曰、北海道道路険悪里程長短等シカラス之ヲ内地ニ準スル土民雇賃薄キニ困シム宜ク其地ニ随ヒ増加スル十分ノ二分半ヨリ五分ニ至ルヘシ旅舎宿泊亦其宜ニ從ハント官之ヲ許ス
十二月十五日駅馬(人か)賃金ヲ定ム御定人足一人永二十三文改テ永二十七文六分馬一疋一里永二十五文改テ三十文和雇人足一人一里永五十七文五分改テ六十文馬一疋一里六十二文五分改テ永七十五文

右の文書は、三つの問題を含んでいる。すなわち、(一)馬賃金を水銭勘定に切り替える。(二)「和雇人足馬匹」という新語が出てくる。(三)水銭勘定に切替えたのを機会に継立賃金を引上げる、というのである。しかし本項ではこれを全部取上げるとは困難になるので混乱を避けるため水銭勘定についてのみ記述することとし、他は省略することにした。さて、このとき、貨幣計算を水銭勘定に切り替える、すなわち、これまでと同じ「文」ではあるが、頭部に水をつけて従来の文と区別して換算率を従前の「文」の一〇分の一としたのである。これによって、これまでの百文は、水一〇文と称する。

これによって、開拓使はこの年二月一三日、次の通達を發出した。

人馬賃金の儀今般御布告之趣も有之候処北海道之儀當時御調中ニ付有之候へ共追而御規則御定迄別格之通御布告……(諸布告)

と、明治二(一八六九)年二月一三日施行し、実施してきた人馬賃金を次のとおりさらに改定施行する。

御定賃金 人足一人一里二三〇文は 水二三文に

馬 一匹一里二五〇文は 水二五文に

和雇賃金 人足一人一里五七五文は 水五七五五分に

馬 一匹一里六二五文は 水六二五五分に

と、それぞれ切り替へ計算されることになった。これを「水銭勘定」という。

さらにこのとき、継立賃金の改定も同時に行われた。余りにも目まぐるしい短期間に次々の改定で分かりづらすが、一応全文を挙げた。

また、この年の一〇月には北海道の道路はよくないうえ、里程も正確でなくこれを本州に比較すると、継立賃金が安値であるとの事情を考慮して、山道については二割五分から五割の範囲内で増額してよい。また旅宿所の宿泊料についても、特殊事情を許すということで、右の定則の施行となつたので

ある。

右のとおり、このときの北海道の特殊事情を考へて山道割増を「二割五分から五割」の範囲内で増額を許すとの駅通寮の承認であったのに、前記「第五表」によると、「厚田・浜益間の濃登山道七里半は、五割五分増」として山道割増を告示している。この規定を超える増額はいかなる理由によるものであろうか、不分明である。

四、結び

当初は、明治初期における道内主要街道の里程の測定と継立賃金の設定について記述しようとしたものであるが、(一)水銭勘定と継立賃金との関係(二)山道割増の設定にまで波及して言及せざるを得ないこととなつた。

明治初期という時期は、駅通制度にとつて、短期間に重要課題が続出して変転極まりない時代であつた。それだけに、先きに拙著「北海道宿駅(駅通)制の研究」発刊に当たつても明治前期のみを以つて一冊を当てざるを得ない次第であつた。

◎専門用語の解説

1. 和雇賃金

公用以外の通行者で駅通の人馬を利用する場合の継立賃金。旧来の相對に相当する。要するに該合により賃金を決めること。

2. 在印人馬帳

公私にかかわらず、駅通の人馬を利用しようとする者は、開拓使又は出先き役所の承認印の押されている人馬帳を携行しなければならぬ。

(完)

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革(十三)

— 松前街道二十一か宿 —

十九、大沢

… おおさわ

第七六号から続く

